

日本土地家屋調査士会連合会会則（昭和 61 年 5 月 13 日民三第 3988 号認可）

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 会の機関（第 5 条～第 28 条）
- 第 3 章 事務局（第 29 条～第 30 条）
- 第 4 章 調査士の登録（第 31 条～第 43 条）
- 第 5 章 調査士法人の登録（第 44 条～第 55 条）
- 第 6 章 登録審査会（第 56 条～第 59 条）
- 第 7 章 電子証明（第 59 条の 2～第 59 条の 3）
- 第 8 章 資産及び会計（第 60 条～第 66 条）
- 第 9 章 職務倫理規程（第 66 条の 2）
- 第 10 章 研修（第 67 条、第 67 条の 2）
- 第 11 章 調査士会及びその会員（第 68 条～第 72 条）
- 第 12 章 情報の公開（第 73 条）
- 第 13 章 雑則（第 74 条～第 75 条）
- 附 則

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 本会の名称は、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）とする。

（目 的）

第 2 条 連合会は、土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに土地家屋調査士（以下「調査士」という。）及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の登録に関する事務を行うことを目的とする。

（事 業）

第 3 条 連合会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事項
- (2) 表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務に関する事項
- (3) 土地家屋調査士制度に関する事項
- (4) 業務の改善進歩に関する調査、研究及び統計に関する事項
- (5) 調査士及び調査士法人の登録に関する事項
- (6) 調査士資格の電子証明に関する事項
- (7) 届出様式等の策定並びに業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項
- (8) 研修に関する事項
- (9) 報酬に関する調査及び研究に関する事項
- (10) 広報に関する事項
- (11) 会報の編集及び発行に関する事項

- (12) 福利厚生及び共済に関する事項
 - (13) 地図に関する調査及び研究に関する事項
 - (14) 境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究に関する事項
 - (15) 筆界特定制度及び土地家屋調査士法（以下「法」という。）第3条第1項第7号に規定する筆界が現地において明らかでないことを原因とする民間紛争解決手続（以下「筆界に関する民間紛争解決手続」という。）の調査及び研究に関する事項
 - (16) 公共嘱託登記に関する事項
 - (17) 情報の公開に関する事項
 - (18) 調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項
 - (19) その他連合会の目的を達成するために必要な事項
- 2 前項の業務分掌及びその担当者は、理事会で定める。

（事務所の所在地）

第4条 連合会は、事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 会の機関

第1節 役員

（役員）

第5条 連合会に、次の役員を置く。

- 会 長 1 人
- 副会長 5 人以内
- 理 事 15 人以上 30 人以内
- 監 事 3 人以上

- 2 理事のうち、10 人以内を常任理事とする。
- 3 理事のうち、2 人以内を専務理事又は常務理事とすることができる。
- 4 監事は、他の役員を兼ねることができない。

（役員の職務権限）

第6条 会長は、連合会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐して会務を分掌し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは、あらかじめ理事会の定めるところにより、その職務を行う。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 会の資産及び会計に関する監査
 - (2) 会長、副会長及び理事の業務執行の状況の監査
- 5 監事が欠員のとき、又は監事に事故があるときは、あらかじめ総会の決議により定めた者が、監事の職務を代理する。
- 6 役員は、法令及びこの会則並びに総会の決議を遵守し、適正にその職務を遂行しなければならない。

（守秘義務）

第 6 条の 2 役員及び会長の委嘱により選任された者は、その職務に関し知り得た秘密を、正当な理由なくしてほかに漏らしてはならない。なお、退任及び委嘱期間を満了した後も同様とする。

（役員の選任）

第 7 条 役員は、総会において調査士会の調査士たる会員（以下「調査士会員」という。）のうちから選任する。ただし、理事及び監事については、調査士会員以外の者を選任することができる。

2 役員及び第 6 条第 5 項に規定する監事の職務を代理する者の選任に関し必要な事項は、別に総会で定める規則による。

（役員の任期）

第 8 条 役員の任期は、当該役員が就任したときから第 2 回目の定時総会の終了する時までとする。

2 役員が任期満了又は辞任により退任した場合において、当該役員の定数を欠くに至ったときは、その役員は後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

3 欠員又は増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

（役員の退任）

第 9 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失し、退任する。

(1) 法第 15 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定により登録の取消しを受けたとき。

(2) 法第 42 条第 1 号又は第 2 号の処分を受けたとき。

(3) 調査士法人が、法第 43 条第 1 項の規定により処分を受けた場合において、その処分事由が発生した当時、当該調査士法人の社員として在籍していたとき。

(4) 調査士会の会則に基づき、その会員である資格を喪失したとき。

(5) 調査士会員以外の役員が、法第 5 条各号（第 2 号及び第 5 号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

(6) 総会において解任の決議を受けたとき。

第 2 節 理 事 会

（理事会の組織及び招集）

第 10 条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。

2 理事会は、会長が招集する。

3 理事会を招集するには、会日より 2 週間前に副会長及び理事に会議の日時、場所及びその目的である事項を記載した通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、理事会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 理事会は、その全員の同意があるときは、第 3 項本文の招集の手続を経ないで開くことができる。

6 会長は、緊急を要する事項につき、理事会構成員の全員の同意を得て、第 2 項の招集にかえて書面又は電磁的記録による決議を求めることができる。

（理事会の決議）

第 11 条 連合会の業務執行は、理事会の決するところによる。

- 2 理事会の議長は、会長とする。
- 3 理事会の決議は、理事会の構成員の過半数が出席し、その過半数で決議する。可否同数のときは、議長が決する。
- 4 理事会の決議について、特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。この場合においては、当該議決権の数は、前項の議決権の数に算入しない。
- 5 前条第6項による決議は、理事会構成員の過半数が書面又は電磁的記録をもって賛成を表明したときは、理事会の決議があったものとする。
- 6 会長は、前項の結果を速やかに理事会構成員に通知しなければならない。

(理事会の決議事項)

第12条 次に掲げる事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 会長会議に付議すべき事項
- (4) 規則の制定及び改廃に関する事項
- (5) 会長から付託された事項
- (6) 法務大臣への建議又はその諮問の答申に関する事項
- (7) 専務理事、常務理事及び常任理事の役職の選任及び解任に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか業務の執行に関する事項

(議事録)

第13条 理事会の議事については、議事録を作らなければならない。

- 2 議事録には、理事会が開催された日時、場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した役員2人がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第14条 理事会に、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって組織する常任理事会を設ける。

- 2 常任理事会は、会務に関し、連絡調整を図るとともに理事会より付託された事項を処理する。
- 3 常任理事会の運営に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

第3節 総 会

(総 会)

第15条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

- 2 総会は、調査士会の会長及び代議員（以下これらの者を「総会の構成員」という。）並びに役員が第17条第4項第1号に定める会議の場所に現実に出席して開催するものとする。
- 3 前項にかかわらず、会長は、感染症のまん延、災害の発生その他やむを得ない事情があると認めた場合には、前項の方法に以下の方法を加えて総会を招集することができる。
 - (1) 会議の場所に現実に出席しない総会の構成員及び役員がインターネット等の手段を用いて総会に参加して審議等を確認し、傍聴する方法
 - (2) 会議の場所に現実に在所しない総会の構成員及び役員が、インターネット等の手段を用いて、

総会に出席する方法

- 4 第2項にかかわらず、会長は、感染症のまん延、災害の発生その他やむを得ない事情があると認めた場合には、総会に出席しない総会の構成員が書面、電磁的方法又はこれらを併用して議決権を事前行使することを認めることができる。

(総会の組織)

第16条 総会は、総会の構成員及び役員をもって組織する。

(総会の招集)

第17条 会長は、毎会計年度の終了後3月以内に定時総会を招集しなければならない。

- 2 会長は、必要があると認める場合には、臨時総会を招集することができる。
- 3 総会を招集するには、会日より2週間前に総会の構成員に対しその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
- 4 前項の通知には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 会議の場所及び日時
 - (2) 総会の目的である事項
 - (3) 会議の場所に現実に出席しない総会の構成員及び役員がインターネット等の手段を用いて総会に参加して審議等を確認し、傍聴する方法を加えて総会を開催する場合はその旨
 - (4) 会議の場所に現実には在籍しない総会の構成員及び役員が、インターネット等の手段を用いて、総会に出席することができる方法を加えて総会を開催する場合はその旨
 - (5) 総会に出席しない総会の構成員が書面によって議決権を事前行使することができることとするときはその旨
 - (6) 総会に出席しない総会の構成員が電磁的方法によって議決権を事前行使することができることとするときはその旨

(議決権行使書面及び参考書類の交付等)

第17条の2 前条第4項第5号を適用する場合、会長は、議決権の事前行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権を事前行使するための書面を交付しなければならない。

- 2 前条第4項第6号を適用する場合、会長は、議決権の事前行使について参考となるべき事項を記載した書類及び電磁的方法により議決権を事前行使するための方法を記載した書面を交付しなければならない。

(書面による議決権の事前行使)

第17条の3 書面による議決権の事前行使は、前条第1項により交付された議決権行使書面に必要な事項を記載し、会日の直前の連合会事務局業務取扱日の午後5時までに当該記載をした議決権行使書面を連合会に提出して行う。

- 2 前項により書面によって事前行使した議決権の数は、出席した総会の構成員の議決権の数に算入する。

(電磁的方法による議決権の事前行使)

第17条の4 電磁的方法による議決権の事前行使は、第17条の2第2項により交付された書面に記載された方法により、会日の直前の連合会事務局業務取扱日の午後5時までに電磁的方法により連合会に提供して行う。

- 2 前項により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した総会の構成員の議決権の数に算

入する。

(総会の特別招集)

第 18 条 会長は、調査士会の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会招集の請求があったときは、2 月以内に総会を招集しなければならない。

2 前項の請求があった日の翌日から 3 週間内に会長が総会の招集通知を発しないときは、前項の請求者が総会を招集することができる。

(代議員の選出)

第 19 条 代議員は、調査士会の理事会において調査士会員のうちから選出する。ただし、連合会の役員である者を選出することはできない。

2 代議員の数は、会員の数が 4 月 1 日現在において、200 人以下の調査士会にあつては 1 人とし、200 人を超える調査士会にあつては 1 人にその超える数が 200 人までごとに 1 人を加えた数とする。

3 調査士会の会長が同時に連合会の役員である調査士会にあつては、前項のほか 1 人の代議員を選出する。

4 代議員の任期は、選出されたときから第 1 項により後任の代議員が選出されたときまでとする。

5 第 3 項により選出された代議員は、調査士会の会長が連合会の役員を退任したときに退任する。

6 調査士会の会長は、代議員を選出したとき及び代議員が退任したときは、速やかにその旨を連合会に届け出るものとする。

7 第 4 項にかかわらず、第 17 条第 3 項により総会の通知が発せられたときは、その通知を発する前までに前項により連合会が届出を受理した代議員をもってその総会において職務を遂行する代議員とする。

(総会の定足数及び再招集)

第 19 条の 2 総会は、総会の構成員の過半数の出席により成立する。

2 会長は、前項の規定により総会が成立しなかったときは、1 月以内に、再度招集の通知を発しなければならない。

3 第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の通知について準用する。

(総会の決議事項)

第 20 条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 会則並びに役員選任規則の制定及び変更に関する事項
- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) 重要なる財産の取得、処分及び多額の債務の負担に関する事項
- (5) 理事会において総会に付議することを相当と決議した事項
- (6) 総会において審議することを相当と決議した事項

(決議の要件)

第 21 条 総会の決議は、この会則に別段の定めのある場合のほか、出席した総会の構成員の議決権の過半数の議決による。可否同数のときは、議長が決する。

2 総会の構成員は、代理人によって、議決権を行使することができる。ただし、代理人は、第 15 条第 2 項に定める方法により総会に出席する者でなければならない、代理権限を証する書面を総会に提出しなければならない。

- 3 前項の代理人は、総会の構成員以外の者であって、当該調査士会の調査士会員であり、かつ連合会の役員でない者に限る。
- 4 第 11 条第 4 項の規定は、総会の決議について特別の利害関係を有する者の議決権について準用する。

(議決権)

第 22 条 総会の構成員は、それぞれ 1 個の議決権を有する。ただし、調査士会の会長であって同時に連合会の役員である者は議決権を有しないものとする。

(議 長)

第 23 条 総会の議長は、総会で選任する。ただし、第 15 条第 4 項により総会に出席しない総会の構成員に議決権の事前行使を認めた場合には、議長の選任は、会議の場所に現実に出席している総会の構成員及び第 15 条第 3 項第 2 号により出席している総会の構成員の決議による。

(特別決議)

第 24 条 第 20 条第 2 号及び第 4 号並びに役員の解任に関する事項の決議は、総会において、出席した総会の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の決議による。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

- 2 議事録には、総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない総会の構成員又は役員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した総会の構成員 2 人がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

(総会の運営)

第 25 条の 2 総会の運営に関し必要な事項は、別に総会で定める規則による。

第 4 節 会長会議等

(会長会議)

- 第 26 条 会長は、第 3 条第 1 項の事業を達成するため意見を求める必要があると認めるときは、調査士会の会長による会長会議を開催することができる。
- 2 連合会の役員は、会長の指示により会長会議に出席するものとする。
 - 3 調査士会の会長は、事故があるとき、又は連合会の役職を兼ねているときは、当該調査士会の副会長を会長会議に出席させることができる。
 - 4 会長会議の運営に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

(ブロック協議会)

- 第 27 条 調査士会は、連合会及び調査士会の目的を達成するため必要があるときは、法務局の管轄区域ごとにブロック協議会を設けることができる。
- 2 ブロック協議会は、ブロック協議会ごとに規則を定め、会長の承認を得るものとする。規則を変更したときも同様とする。
 - 3 連合会は、ブロック協議会の活動を支援し、又は連合会事業の一部を付託することができる。

4 ブロック協議会は、必要があるときは連合会に意見を具申することができる。

（委員会）

第 28 条 連合会は、必要があると認める場合には、理事会の決するところにより、特定の事項の調査、研究又は運営及び活動を行わせるため特別委員会又は各種委員会を設置することができる。

2 前項の特別委員会及び各種委員会に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

第 3 章 事務局

（事務局）

第 29 条 連合会に、その事務を処理するため、事務局を設置し、必要な職員を置く。

（事務局の運営）

第 30 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

第 4 章 調査士の登録

（土地家屋調査士名簿）

第 31 条 連合会に、土地家屋調査士名簿（以下「調査士名簿」という。）を備える。

2 調査士名簿は、磁気ディスクその他の電磁的記録をもって調製することができる。

（調査士名簿に登録すべき事項等）

第 32 条 調査士名簿には、次に掲げる事項を登録する。

- (1) 氏名、生年月日、本籍（外国人にあっては、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号ロに規定する地域をいう。以下同じ。））、住所及び男女の別
- (2) 事務所の所在地
- (3) 所属する調査士会
- (4) 登録番号
- (5) 調査士となる資格の取得の事由及び年月日
- (6) 筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行うことができる者については、その旨並びに認定の年月日及び認定番号

2 調査士名簿には、前項の登録事項のほか、次の事項を記載し、又は記録する。

- (1) 登録年月日
- (2) 所属する調査士会の変更の登録年月日
- (3) 前号以外の変更の登録の年月日及びその事由
- (4) 登録取消しの年月日及びその事由
- (5) 調査士法人の社員である調査士については、当該調査士法人の名称、主たる事務所及び従たる事務所の所在地並びに当該社員の入社年月日及び退社年月日
- (6) 調査士法人の使用人である調査士については、使用者である調査士法人の名称、使用開始の年月日及び使用終了の年月日
- (7) 法第 42 条の規定により懲戒処分を受けた者については、処分の内容及びその年月日

(8) 法第 56 条の規定により注意又は勧告を受けた者については、注意又は勧告の内容及びその年月日

- 3 連合会は、婚姻、離婚、養子縁組又は離縁その他の事由により氏を変更した者から変更前の氏（戸籍又は外国人住民（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。）に係る住民票の写しに記載されたことのある氏で、本人が選択したものをいう。）を、名を変更した者から変更前の名を、それぞれ使用する申請があったときは、第 1 項第 1 号の氏名に当該変更前の氏又は名を職名として併記する。

（登録の申請）

第 33 条 調査士の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、調査士登録申請書（以下「登録申請書」という。）を、その者が入会しようとする調査士会を経由して連合会に提出しなければならない。

- 2 登録申請書には、副本を添えて提出するものとし、当該申請書には、次の各号に掲げる書面等を添付しなければならない。

- (1) 調査士となる資格を証する書面
- (2) 履歴書
- (3) 写真 3 葉
- (4) 本籍の記載された住民票の写し又は戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書及び本籍の記載のない住民票の写し（外国人にあっては、国籍等の記載された外国人住民に係る住民票の写し）
- (5) 法第 5 条第 2 号及び第 3 号に該当しない者である旨の官公署の証明書
- (6) 法第 5 条第 1 号、第 4 号及び第 6 号ないし第 8 号に該当しない者である旨の誓約書

- 3 登録申請者が筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行うことができる者であるときは、その旨の認定を法務大臣から受けたことを証する書面を添付しなければならない。

- 4 登録申請書には、第 2 項に規定する書面等のほか、連合会が指定する書面等がある場合には、その書面等を添付しなければならない。

- 5 登録申請書には、登録免許税法の定めるところにより、同法に定める登録免許税の額に相当する収入印紙又は登録免許税を納付した旨の領収証書を貼付しなければならない。

（登録に関する調査等）

第 34 条 調査士会は、登録申請書を受け取ったときは、登録に関し必要な調査を行い、意見を付して、遅滞なく、連合会に登録申請書を送付しなければならない。

（登録）

第 35 条 連合会は、登録申請者が調査士となる資格を有し、かつ、登録を拒否する事由のいずれにも該当しない者であると認めたときは、調査士名簿に登録しなければならない。

- 2 前項により調査士名簿に登録をしたときは、連合会は、その者に登録証を交付するものとする。

（登録の拒否）

第 36 条 連合会は、登録申請者が調査士となる資格を有せず、又は法第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当している者であると認めたときは、登録を拒否するものとする。

- 2 連合会は、登録申請者が法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する者であることを理由に登録を拒否しようとするときは、登録審査会の議決に基づかなければならない。

- 3 連合会は、前項の事由により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

(登録に関する通知)

第 37 条 連合会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該申請者及び申請を経由した調査士会に、登録事項をその調査士の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に、書面により通知しなければならない。

2 連合会は、登録を拒否したときは、その旨及びその理由を当該申請者及び申請を経由した調査士会に、書面により通知しなければならない。

(所属する調査士会の変更の登録)

第 38 条 所属する調査士会を変更しようとする者は、その者が新たに入会しようとする調査士会を経由して、連合会に、所属する調査士会の変更の登録（以下本条において「変更の登録」という。）の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、変更登録申請書を提出して行うものとする。

3 前項の変更登録申請書には、次の各号に掲げる書面等を添付しなければならない。

(1) 写真 3 葉

(2) 住民票の写し（外国人にあっては、外国人住民に係る住民票の写し）

(3) 登録証

4 連合会は、変更の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該申請者、申請を経由した調査士会及びその者が従前に所属していた調査士会に書面により通知しなければならない。

5 連合会は、変更の登録をしたときは、遅滞なく、当該申請者の従前の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長にその旨を、新たな事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に登録事項を、書面により通知しなければならない。

6 連合会は、変更の登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該申請者、申請を経由した調査士会に書面により通知しなければならない。

7 第 35 条第 2 項の規定は、変更の登録について準用する。

(登録事項の変更の届出)

第 39 条 調査士会員は、調査士名簿に登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を書面により所属する調査士会を経由して連合会に届け出なければならない。

2 連合会は、前項の届出により変更の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該調査士の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長及びその者が所属する調査士会に書面により通知しなければならない。

(登録の取消し)

第 40 条 連合会は、調査士が法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その登録を取り消さなければならない。

2 連合会は、調査士が法第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消すことができる。

3 第 36 条第 2 項の規定は、前項の登録の取消しについて準用する。

4 連合会は、第 1 項の規定による登録の取消しを法第 15 条第 2 項による届出に基づかないで行う場合において、同条第 1 項各号のいずれかに該当する事実が裁判所の判決等の客観的な資料により直接証明されないとき、又は第 2 項の規定により登録を取り消そうとする場合には、あらかじめ、その名あて人となるべき調査士にその旨を通知して相当の期間内に聴聞の機会を与えなければならない。

- 5 連合会は、登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、登録を取り消された者及びその者が所属する調査士会並びにその調査士の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に、書面により通知しなければならない。
- 6 連合会は、法第 42 条各号に掲げる処分をしようとする場合における法第 45 条第 1 項の通告を受けたときは、当該処分に係る手続が終了した旨の通知を受けるまでの間は、法第 15 条第 1 項第 1 号又は第 16 条第 1 項各号の規定による登録の取消しをすることができない。

(調査士名簿の登録等の手数料)

第 41 条 調査士名簿に関する手数料は、次の各号に掲げる額とし、申請又は届出等の都度、連合会に納付しなければならない。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 登録 | 25,000 円 |
| (2) 所属する調査士会の変更の登録 | 10,000 円 |
| (3) 前号以外の登録又は変更の登録 | 2,000 円 |
| (4) 証明 (1 通につき) | 2,000 円 |

- 2 連合会は、調査士会が行う登録に関する事務につき、調査士会に事務費を交付する。
- 3 住居表示の実施若しくは変更、又は行政区画等若しくはその名称の変更（その変更に伴う地番の変更を含む。）に伴う変更の登録については、第 1 項の規定にかかわらず、同項第 3 号に掲げる金額の手数料の納付を要しないものとする。
- 4 天災地変等止むを得ない事情があると連合会が認めた場合の変更の登録については、第 1 項の規定にかかわらず、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる金額の手数料の納付を要しないものとする。
- 5 連合会が登録を拒否した場合又は登録申請者が登録の申請を取り下げた場合においては、連合会は第 1 項第 1 号の手数料を返還する。

(登録等の公告)

第 42 条 連合会は、調査士名簿に登録をしたとき、及び登録の取消しをしたときは、その旨を、官報をもって公告する。

(規則への委任)

第 43 条 この会則に定めるもののほか、調査士の登録に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

第 5 章 調査士法人の登録

(調査士法人名簿)

第 44 条 連合会に、調査士法人名簿を備える。

- 2 調査士法人名簿は、磁気ディスクその他の電磁的記録をもって調製することができる。

(調査士法人名簿の登録事項)

第 45 条 調査士法人名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 調査士法人の目的及び名称並びに主たる事務所の所在地及び当該事務所に常駐する社員の氏名
- (2) 従たる事務所があるときは、その所在地及び当該事務所に常駐する社員の氏名
- (3) 社員の氏名、登録番号、所属する調査士会及び調査士名簿に登録された事務所及び住所
- (4) 代表社員の定め又は共同代表の定めがあるときは、その旨及び代表社員の氏名
- (5) 使用人である調査士がいるときは、その者の氏名、登録番号、事務所の所在地及び所属する調

査士会、筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行うことができる者については、その旨並びに認定の年月日及び認定番号

- (6) 成立年月日
 - (7) 登録番号
 - (8) 届出年月日及び届出の種別
 - (9) 記載事項の変更年月日及びその事由
 - (10) 合併に関する事項
 - (11) 法第 43 条の規定により懲戒処分を受けたときは、処分内容及びその年月日
 - (12) 法第 56 条の規定により注意又は勧告を受けたときは、注意又は勧告の内容及びその年月日
 - (13) 解散の事由及び年月日
 - (14) 清算人の氏名、住所、登録番号
 - (15) 破産手続開始の決定又は清算終了の年月日及びその登記の年月日
 - (16) 法第 39 条の 2 の規定により調査士法人の継続をしたときはその継続の年月日
- 2 筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人の名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
- (1) 筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行う事務所
 - (2) 筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行うことができる社員（以下「特定社員」という。）の氏名並びに代表特定社員を定めたときは、その旨及び氏名
- 3 第 32 条第 3 項の規定は、調査士法人名簿に記載し、又は記録する調査士の氏名について準用する。

（調査士法人成立の届出）

- 第 46 条** 調査士法人を設立した者は、成立の日から 2 週間以内に、その旨を書面により、主たる事務所の所在地の調査士会を経由して連合会に届け出なければならない。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- (1) 登記事項証明書（履歴事項証明書を含む。以下同じ。）
 - (2) 定款の写し
- 3 前項第 1 号の書面は、届出書提出の日前 2 週間内に交付を受けたものでなければならない。

（調査士法人の所属する調査士会の変更）

- 第 47 条** 調査士法人は、所属する調査士会を変更し、新たに調査士会の会員となったときは、会員となった日から 2 週間以内に、その旨を書面により、主たる事務所の所在地の調査士会を経由して連合会に届け出なければならない。
- 2 第 46 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の届出について準用する。

（調査士法人名簿の登録事項の変更）

- 第 48 条** 調査士法人は、定款又は調査士法人名簿に登録された事項に変更を生じたときは、変更の日から 2 週間以内に、その旨を書面により、主たる事務所の所在地の調査士会を経由して連合会に届け出なければならない。
- 2 第 46 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の届出について準用する。ただし、変更事項が登記事項でないときは登記事項証明書の添付を、定款の記載事項でないときは定款の写しの添付を要しない。
- 3 連合会は、届出のあった定款の変更事項が調査士法人名簿に登録された事項以外の事項であるときは、その区域内に従たる事務所のみを有する調査士会に、届出のあった事項を通知するものとする。

(解散届)

第 49 条 調査士法人は、法第 39 条（第 1 項第 3 号を除く。）の規定により解散したときは、解散の日から 2 週間以内に、その旨を書面により、主たる事務所の所在地の調査士会を経由して連合会に届け出なければならない。

- 2 前項の届出には、登記事項証明書を添付しなければならない。
- 3 第 46 条第 3 項の規定は、前項の書面について準用する。

(合併届)

第 50 条 調査士法人は、他の調査士法人と合併したときは、合併の日から 2 週間以内に、その旨を書面により、合併後存続する調査士法人名をもって、主たる事務所の所在地の調査士会を経由して連合会に届け出なければならない。

- 2 第 46 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の届出について準用する。
- 3 第 46 条の規定は、新設合併の届出の場合について準用する。

(清算終了届)

第 51 条 調査士法人の清算人は、清算が終了したときは、速やかに、その旨を書面により、当該調査士法人が所属していた主たる事務所の所在地の調査士会を経由して連合会に届け出なければならない。

- 2 前項の届出には、閉鎖登記事項証明書を添付しなければならない。

(届出の到達)

第 52 条 第 46 条から前条までの規定の適用については、調査士会に届出があったときをもって連合会に届出があったものとみなす。

(調査士法人名簿に関する通知)

第 53 条 連合会は、第 46 条から第 51 条までの届出により、調査士法人名簿に登録し、登録事項を変更し、又は登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を書面により当該調査士法人及び届出を経由した調査士会並びに当該調査士法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に通知しなければならない。

- 2 第 38 条第 5 項の規定は、調査士法人の所属する調査士会の変更の登録の通知について準用する。

(規則への委任)

第 54 条 調査士法人名簿の登録に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

(調査士法人の届出等の手数料)

第 55 条 調査士法人の届出に関する手数料は、次の各号に掲げる額とし、届出等の都度、連合会に納付しなければならない。

- (1) 成立の届出（1 法人につき） 25,000 円
- (2) 主たる事務所又は従たる事務所の所属する調査士会の変更の届出（1 箇所につき） 10,000 円
- (3) 従たる事務所の設置の届出（1 箇所につき） 10,000 円
- (4) その他の変更の届出（1 届出につき） 2,000 円
- (5) 解散届（破産手続開始の決定の場合を除く。）（1 法人につき） 2,000 円
- (6) 合併届（新設合併の場合を除く。）（1 法人につき） 2,000 円

- (7) 清算結了届 (1 法人につき) 2,000 円
 - (8) 証明(1 通につき) 2,000 円
- 2 第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定は、調査士法人の届出の手数料について準用する。この場合において、これらの規定中「登録」とあるのは「届出」と、同条第 3 項中「同項第 3 号」とあるのは「第 1 項第 4 号」と、同条第 4 項中「同項第 2 号及び第 3 号」とあるのは「第 1 項第 2 号及び第 4 号」と読み替えるものとする。

第 6 章 登録審査会

(登録審査会)

第 56 条 連合会に、法第 62 条の規定に基づく登録審査会を置く。

- 2 登録審査会は、連合会の請求により、法第 10 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号による調査士の登録の拒否又は法第 16 条第 1 項の規定による登録の取消しについて審議を行う。

(登録審査会の組織及び招集)

第 57 条 登録審査会は、会長及び会長が法務大臣の承認を受けて委嘱した委員 4 人をもって組織する。

- 2 登録審査会は、登録審査会の会長が招集する。
- 3 登録審査会の会長は、連合会の会長をもって充てる。
- 4 登録審査会の委員 (以下「委員」という。) は、調査士 1 人、法務省の職員 1 人、学識経験者 2 人を委嘱する。
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(登録審査会の会議)

第 58 条 登録審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 登録審査会の議事は、出席した委員の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、登録審査会の会長が決する。
- 3 登録審査会の会議は、非公開とし、登録審査会の会長及び委員又は連合会の職員は、正当の理由がなければ職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員等がその職を退いた後も同様とする。
- 4 登録審査会は、審査に関し必要があるときは、当事者又は関係人その他必要と認める者に対して陳述若しくは説明の開陳又は資料の提出を求めるものとする。
- 5 登録審査会の議事については、議事録を作り、登録審査会の会長及び出席した委員全員が署名しなければならない。

(規則への委任)

第 59 条 この会則で定めるもののほか、登録審査会の運営に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

第 7 章 電子証明

(電子証明)

第 59 条の 2 連合会は、調査士名簿に登録された調査士であることを証明する電子証明に関する業務を行う。

2 連合会は、前項の業務を行うため、電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第 2 条第 3 項に規定する特定認証業務を行うことができる。

3 連合会は、電子証明に記録された者が調査士名簿に登録された調査士であることを担保するための必要な措置を講じた上で、前項の特定認証業務を第三者に委託して行うことができる。

4 調査士名簿に登録された調査士であることを証明する電子証明に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

(負担金)

第 59 条の 3 調査士名簿に登録された調査士であることを証明する電子証明に関する負担金は、別に定める額を連合会に納付しなければならない。

第 8 章 資産及び会計

(会計年度)

第 60 条 連合会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

(予 算)

第 61 条 連合会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって支弁する。

2 会長は、あらかじめ理事会の決議を経て、当年度の予算案を作成し、これを定時総会に提出しなければならない。

3 会長は、特定の事業を行う場合その他特定の収入をもって特定の支出に充てるため必要があるときは、総会の決議を経て特別会計を設けることができる。特別会計の目的を変更し、又は廃止するときも同様とする。

4 会長は、予算の執行に当たっては、総会で承認された予算に基づき執行しなければならない。

5 予算が成立するまでの間の連合会の収入及び支出は、前年度に準ずる。

6 定時総会において予算が成立しないときは、前年度の予算の例による。この場合においては、予算を成立させるため、会長は、速やかに、臨時総会を招集しなければならない。

(財務諸表等)

第 62 条 会長は、連合会の財務状況を明らかにするために必要な毎会計年度末現在における財務諸表等の書類（以下「財務諸表等」という。）を作成しなければならない。

(決 算)

第 63 条 会長は、前条の財務諸表等を監事に提出しなければならない。

2 監事は、前項の財務諸表等を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。

3 会長は、定時総会に前項の財務諸表等を提出しなければならない。

(資産の管理)

第 64 条 連合会の資産は、会長が管理する。

(予算外支出)

第 65 条 会長は、予算の執行に当たり、やむを得ない事情により予算外の支出を必要とするときは、理事会の決議を経て、その執行をすることができる。

2 会長は、前項の規定により予算を執行したときは、その後最初に開かれる総会において、その承認を受けなければならない。

(規則への委任)

第 66 条 資産及び会計に関する必要な事項は、別に理事会で定める。

第 9 章 職務倫理規程

(職務倫理規程)

第 66 条の 2 調査士会の会員は、連合会が定める土地家屋調査士職務倫理規程を遵守し業務に当たらなければならない。

第 10 章 研 修

(研 修)

第 67 条 連合会及び調査士会は、調査士の資質の向上及び業務の改善を図るため、研修を実施しなければならない。

2 調査士会員は、前項の研修のうち、連合会又は調査士会が指定する研修を受講しなければならない。

3 連合会は、調査士会に対し研修事業の適正な執行を図るため、必要な助言又は支援を行う。

4 研修の実施に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

(特別研修)

第 67 条の 2 連合会は、法第 3 条第 2 項第 1 号に規定する研修（以下「特別研修」という。）を実施する。

2 前項の特別研修の実施に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

第 11 章 調査士会及びその会員

(会則の遵守)

第 68 条 調査士会及びその会員は、連合会の会則を遵守し、連合会の発する照会、連絡及び指導のうち回答を求められた事項については、遅滞なく、これに応答しなければならない。

(報告義務)

第 69 条 調査士会は、次に掲げる書面を連合会に提出しなければならない。

- (1) 会則、事務所の所在並びに役員及び代議員の氏名住所を記載した書面
- (2) 総会の議事録
- (3) 会員の氏名、事務所及び登録番号を記載した名簿

- (4) 会員から提出のあった年計報告書の総合計表
- (5) 法第 56 条の規定により注意又は勧告を行ったときは、その内容及び年月日
- 2 調査士会は、前項第 1 号の書面に掲げる事項に変更のあったとき、又は同項第 2 号及び第 3 号に掲げる書面を作成したときは、遅滞なく、連合会にその旨を報告し、又は提出しなければならない。
- 3 調査士会は、毎年 4 月 1 日及び 10 月 1 日現在の調査士会員及び調査士法人会員の数を、それぞれその月の末日までに連合会に報告しなければならない。
- 4 調査士会は、会員が法第 15 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項に該当し、又は該当すると思料するときは、その旨を書面で連合会に報告しなければならない。
- 5 調査士会は、会員が退会したときは、遅滞なく、連合会に報告しなければならない。
- 6 連合会は、第 4 項の報告に関し必要があるときは、その事実を調査し、又はその者が所属する調査士会に調査を委嘱することができるものとする。
- 7 調査士会は、前項の委嘱を受けたときは、調査をし、その結果を連合会に報告しなければならない。
- 8 調査士会は、会員が法務大臣から法第 42 条第 1 号若しくは第 2 号又は第 43 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の処分を受けたときは、遅滞なく、その旨を連合会に報告しなければならない。

(協力義務)

第 70 条 調査士会は、他の調査士会から綱紀委員会の調査又は注意勧告の決定に必要な調査若しくは紛議の調停のための調査に協力を求められたときは、その調査に協力しなければならない。

(調査士会会員名簿)

第 71 条 連合会は、各調査士会の会員名簿を備えなければならない。

2 前項の会員名簿は、第 69 条第 1 項第 3 号の名簿を編綴して調製する。

(会 費)

第 72 条 調査士会は、別紙に定める額を会費として連合会に納入しなければならない。ただし、天災地変等止むを得ない事情があると連合会が認めた場合には、会費の納入を免除することができる。

2 前項の会費は、4 月から 6 月までを第 1 期、7 月から 9 月までを第 2 期、10 月から 12 月までを第 3 期、翌年 1 月から 3 月までを第 4 期とし、それぞれ当該期の最初の月の末日までに各期分を前納するものとする。

3 会長は、特定の事業を行うため必要があるときは、総会の決議を経て特別会費の納入を求めることができる。この場合には、特別会費の目的である事業計画及び予算並びに特別会費の額及び納入の期間を定めて、これを総会に提出しなければならない。

第 12 章 情報の公開

(情報の公開)

第 73 条 連合会は、事業、財務等に関する情報を公開するものとする。

2 情報の公開に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

第 13 章 雑 則

(名誉会長、顧問等)

第 74 条 連合会に、名誉会長のほか、顧問、相談役及び参与（以下これらの者を「顧問等」という。）を置くことができる。

2 名誉会長は、会長が総会に諮って委嘱する。ただし、第15条第4項により総会に出席しない総会の構成員に議決権の事前行使を認めた場合には、名誉会長は、会議の場所に現実に出席している総会の構成員及び第15条第3項第2号により出席している総会の構成員の決議により委嘱する。

3 顧問等については、会長が理事会に諮って委嘱する。

4 会長は、名誉会長及び顧問等に対し、連合会の運営その他重要事項について諮問を発し、又は助言を求めることができる。

5 名誉会長及び顧問等の任期は、会長の任期と同一とする。ただし、会長が任期の中途において退任したときは、名誉会長の任期は、新たに選任された会長の就任の時までとする。

（施行規則への委任）

第 75 条 この会則の施行に必要な事項及び様式、規格並びに仕様に関する規則は、別に理事会で定める。

附 則

（施行期日）

1 この会則改正は、昭和 61 年 6 月 1 日から施行する。

（従前の土地家屋調査士の登録に関する経過措置）

2 改正会則施行の際、現に土地家屋調査士の登録を受けている者は、改正会則の規定により土地家屋調査士名簿に登録を受けた者とみなす。

（土地家屋調査士の登録の申請についての経過措置）

3 改正会則施行の際、改正前の土地家屋調査士法（以下「旧法」という。）の規定に基づいて土地家屋調査士の登録を申請している者で、未だ土地家屋調査士名簿に登録を受けていない者の登録の申請は、改正会則の規定による登録の申請がなされているものとみなす。

4 改正会則施行の際、旧法の規定に基づいて登録の移転を申請した者で、未だ登録が移転されていない者の登録の移転の申請は、改正会則の規定による変更の登録の申請がなされているものとみなす。

（調査士名簿についての経過措置）

5 改正会則施行の際、法務局又は地方法務局長から引き継いだ調査士名簿は、改正会則第 29 条において定める調査士名簿とみなす。

附 則 （第 55 条）

（施行期日）

この会則改正は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 （第 38 条、第 39 条、第 53 条、第 55 条）

（施行期日）

この会則は、平成 7 年 9 月 18 日から施行する。ただし、第 55 条の規定は、平成 7 年 6 月 20 日から施行する。

附 則 （第 5 条、第 7 条、第 12 条、第 14 条）

（施行期日）

- 1 この改正会則は、法務大臣の認可の日（平成 10 年 9 月 8 日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この改正会則による改正後の会則の規定中専務理事に関するものは、この改正会則の施行後最初に終了する会計年度に関する定時総会の終結の時までは、適用しない。

附 則 （第 5 条）

（施行期日）

この改正会則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正会則は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 （第 3 条、第 5 条、第 7 条、第 12 条、第 14 条、第 21 条、第 33 条、第 46 条、第 48 条、第 51 条、第 55 条、第 59 条の 2、第 59 条の 3、第 72 条）

（施行期日）

- 1 この改正会則は、法務大臣の認可の日（平成 17 年 8 月 15 日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この改正会則による改正後の会則の規定中常務理事に関するものは、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 （第 3 条、第 4 条、第 9 条、第 22 条、第 27 条、第 32 条、第 33 条、第 40 条、第 41 条、第 45 条、第 59 条の 2、第 61 条、第 67 条の 2、第 72 条）

（施行期日）

- 1 この改正会則は、法務大臣の認可の日（平成 18 年 10 月 6 日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この会則改正による改正後の会則中第 4 条の規定については、法務大臣の認可の日から 1 年 6 月を超えない範囲において理事会で定めた日（平成 20 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則 （第 72 条 別紙）

（施行期日）

この改正会則は、平成 20 年 6 月 17 日から施行する。

附 則 （第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 19 条の 2、第 24 条、第 25 条の 2、第 27 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 41 条、第 45 条から第 51 条まで、第 55 条、第 56 条、第 69 条）

（施行期日）

- 1 この改正会則は、平成 20 年 8 月 25 日から施行する。

附 則 （第 66 条の 2）

（施行期日）

- 1 この改正会則は、法務大臣の認可の日（平成 22 年 10 月 7 日）から施行する。

附 則 （第 6 条の 2、第 32 条、第 33 条、第 38 条）

（施行期日）

- 1 この改正会則は、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）の施行日（平成24年7月9日）から施行する。

附 則 （第3条、第59条の2、第59条の3）

（施行期日）

- 1 この改正会則は、法務大臣の認可の日（平成25年7月30日）から施行する。

附 則 （第7条、第9条）

（施行期日）

- 1 この改正会則は、法務大臣の認可の日（平成28年10月6日）から施行する。

附 則 （第61条、第62条、第63条、第66条）

（施行期日）

この改正会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （第26条）

（施行期日）

- 1 この改正会則は、法務大臣の認可の日（令和元年10月10日）から施行する。

附 則 （第2条、第3条、第5条、第6条の2、第7条、第9条、第16条、第19条、第21条、第22条、第28条、第40条、第45条、第67条、第68条の2、第69条、第72条別紙）

（施行期日）

この改正会則は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）の施行の日（令和2年8月1日）から施行する。

附 則 （第10条、第11条、第13条、第25条）

（施行期日）

- 1 この改正会則は、法務大臣の認可の日（令和3年9月9日）から施行する。

附 則 （第72条別紙）

（施行期日）

この改正会則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 （第13条、第15条から第17条の4まで、第19条、第21条、第23条、第25条、第74条）

（施行期日）

この改正会則は、法務大臣の認可の日（令和4年9月2日）から施行する。

附 則 （第33条、第38条、第46条、第51条、第55条）

（施行期日）

この改正会則は、法務大臣の認可の日（令和5年8月16日）から施行する。

附 則（第 66 条の 2、第 68 条の 2）

（施行期日）

この改正会則は、法務大臣の認可の日（令和7年8月22日）から施行する。

別 紙（第 72 条関係）

1 会費の額（会則第 72 条第 1 項）

連合会の会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 調査士会員 1 人につき月額 2,250 円
- (2) 調査士法人会員の 1 事務所につき月額 2,250 円とする。

2 会費の納入方法

- (1) 会費の納入の方法は、会則第 72 条第 2 項に規定する納入月（年間を 4 期とし、3 か月分を前納する。）の 1 日現在の調査士会員数及び調査士法人事務所数に、それぞれの会費の月額割合による額を納入するものとする。

ただし、解散した調査士法人会員の事務所は、調査士法人事務所数に含めない。

- (2) 会費の前期納入月の 1 日現在の調査士会員数及び調査士法人事務所数と納入月の 1 日現在の調査士会員数及び調査士法人事務所数に変更があった調査士会は、会費の納入と同時に調査士会員数及び調査士法人事務所数変更報告書を提出するものとする。
- (3) 会費を納入後、前納した月の 1 日現在の調査士会員数及び調査士法人事務所数に変更があった調査士会は、次期納入月に納入すべき額から増減する額を精算して次期納入月に納入し、該当月の調査士会員数及び調査士法人事務所数変更報告書を提出するものとする。